



ごみの適正排出にご協力を

ごみの分別にご協力ください

ごみを分別する際は、市が発行している家庭ごみ収集分別表を必ずご覧いただき、正しく分別してください。

お住まいの地域により、利用できざるごみ集積所や排出のルールが決められています。トラブルの原因となりますので、地域外の集積所は利用しないでください。

◎フラごみは適切に分別

次の点に注意してフラごみを排出してください。

。「プラ」のリサイクルマークが表示されているものが「その他プラスチック」に該当します

。汚れが付着している「その他プラスチック」は簡単な洗浄と水切りをしてから出してください。簡単な洗浄で汚れが落ちないものは資源として利用できません。燃やせるごみとして出してください

。ペットボトルはラベルとキャップを外し、簡単な洗浄と水切りをしてから出してください。中

身が残っているものや、ラベル・キャップが付いているものは収集できません

処理困難物は収集できません

日曜大工や建物を解体した際にどに発生するガラスウールおよび石こうボードなどの建設廃材、在宅医療廃棄物のうち注射針など感染の危険性があるものは、処理困難物に該当します。ごみ集積所からの収集および処理施設での受け入れはできませんので注意してください。詳細は、家庭ごみ収集分別表をご覧ください。

◎その他処理困難物の例

タイヤ、バッテリー、廃油、消火器、ガスボンベ、塗料、火薬、バイク、自動車部品、塩化ビニール管、スプリングマットレスなど

無許可の廃棄物回収業者に注意

家電製品や家具類など、家庭から出る廃棄物の回収には、市の許可が必要です。無許可業者に廃棄物の回収を依頼した結果、次のよ

うなトラブルが発生しています。●軽トラックで市内を巡回している業者にごみ処理を依頼。回収は無料だったが、高額な作業料や処分料を請求された●一度無料回収を依頼した後、何度も不用品がないか訪問されて困った

ゴールデンウィーク中のごみ収集

燃やせるごみは平常通り収集を行います。燃やせないごみ・資源ごみは収集をお休みします。詳細は各家庭に配布している家庭ごみ収集カレンダーをご覧ください。

ごみ分別辞典ウェブサイトを活用してください

市ではごみの分別方法や出し方が簡単に検索できるウェブサイト「ごみ分別辞典」(<http://www.gomisaku.jp/0143/>)を開設しています。パソコンやスマートフォンを使い簡単に検索できるのでご利用ください。



【問い合わせ】
本館生活環境課(☎41-3544)



木造住宅の耐震化に助成しています

市は、震災に強いまちづくりを進めるため、木造住宅の耐震化助成を実施。令和3年度から木造住宅耐震補強工事に対する助成額を拡充して支援しています。耐震化を考えている人は、工事などを行う前に、新館建築住宅課へご相談ください。

①木造住宅耐震診断

木造住宅の耐震診断が一定金額で受けられる制度です。

■個人負担金

1件につき30000円

②木造住宅耐震補強工事等助成

木造住宅の耐震補強工事の経費を助成する制度です。

■助成額

対象経費の5分の4(限度100万円)
※令和3年度から助成額を拡充

【例】

。工事費が250万円の場合、補助金額100万円

。工事費が100万円の場合、補助金額80万円

簡易耐震補強工事助成

■助成額

対象経費の2分の1(限度額30万円)

【例】

。工事費が90万円の場合、補助金額30万円
。工事費が30万円の場合、補助金額15万円

①②共通

■対象となる住宅

昭和56年5月31日以前の建築基準法により建築された平屋および2階建ての木造住宅

■提出先

新館建築住宅課または各総合支所建設係
※提出書類など詳しくは左記へ

【問い合わせ】
新館建築住宅課(☎41-3567)



震災被災者の住宅などの復興を支援します

【問い合わせ】
新館建築住宅課(☎41-3567)

住宅新築・購入補助

区分	要件	補助の金額		対象者	受付期限
バリアフリー対応住宅の新築・購入	高齢者などが暮らしやすいよう、通路や出入り口の幅などが一定の基準を満たすこと	床面積75平方メートル未満	40万円	県内で被災し、市内に住宅を新築または購入しようとする人 ※り災証明書が必要です。り災証明書について詳しくは新館建築住宅課へ	令和4年1月31日
		床面積75平方メートル以上120平方メートル未満	60万円		
		床面積120平方メートル以上	90万円		
県産材を使用した住宅の新築・購入	10立方メートル以上の県産材を使用していること	使用量10立方メートル以上20立方メートル未満	20万円		
		使用量20立方メートル以上30立方メートル未満	30万円		
		使用量30立方メートル以上	40万円		
住宅の新築・購入	国の被災者生活再建支援金の基準支援金および加算支援金(建設・購入に限る)を受けていること	2人以上の世帯	100万円	県内で被災し、市内に住宅の新築または購入をしようとする人	令和4年1月29日
		1人世帯	75万円		

利子補給

対象	要件	対象者	受付期限
新築住宅債務(被災後、新たに受けた融資の利子)	2年以内 (対象融資限度額1,460万円)	県内で被災し、市内に住宅の新築または購入をしようとする人	11月30日
既住住宅債務(震災前から受けていた融資の利子)	新住宅債務が生じた時点から5年間分の利子を一括補助(震災後新たに借り入れた額が上限)	※り災証明書が必要です。詳しくは新館建築住宅課へ	

アイコンの説明: お知らせ、学び、催し、保健、募集



マイナポイントの申込・取得期間は9月末までです

【問い合わせ】
本館秘書政策課(☎41-3503)

■**マイナポイントとは** マイナンバーカードを取得している人を対象に、国が付与するポイントです。キャッシュレス決済サービス(電子マネー、QRコード決済、クレジットカード)でチャージまたは買い物をする、25歳がポイントとして加算されます(1人当たり上限5,000円分)

■**4月末までにマイナンバーカードの申請を** マイナポイントの申込・取得期間は3月末までとされ

ていましたが、マイナンバーカードの申請を4月末まで行った場合には、9月末まで期限が延長されます。

※マイナポイントの申し込み・取得方法は市ホームページ(<https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/todokede/mynumber/1012591.html>)をご覧ください

